

中部圏域（宮崎広域都市計画区域、田野都市計画区域及び綾都市計画区域）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（案）
(宮崎県決定)

中部圏域（宮崎広域都市計画区域、田野都市計画区域及び綾都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
別添のとおり

【決定の概要】

1 都市計画の目標

宮崎広域都市計画区域、田野都市計画区域及び綾都市計画区域が位置する中部圏域では、以下の3つの都市計画の基本方向を定めるものとする。

- ① 県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成
- ② 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
- ③ 多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用

都市計画区域の範囲及び規模

市町村名	都市計画区域の範囲	規模（ha）
宮崎市	行政区域の一部	27, 578
国富町	行政区域の一部	2, 130
宮崎市（旧田野町）	行政区域の一部	765
綾町	行政区域の一部	842

2 区域区分の決定の有無の判断

宮崎広域都市計画区域においては、区域区分を定める。

田野都市計画区域及び綾都市計画区域においては、区域区分を定めない。

【理由】

現行計画は、平成16年5月に策定し、平成24年3月、平成30年9月、令和4年6月に改定しているが、人口や産業の土地利用の現状や、都市計画に関する都市緑地法の改正や流域治水に関する改正等の社会情勢の変化を踏まえた、新たな時代に対応した計画とする必要が生じたため、変更するものである。